

3. 法学部・法学研究院

I	法学部・法学研究院の研究目的と特徴	・ ・	3 - 2
II	分析項目ごとの水準の判断	・ ・ ・ ・ ・	3 - 4
	分析項目 I 研究活動の状況	・ ・ ・ ・ ・	3 - 4
	分析項目 II 研究成果の状況	・ ・ ・ ・ ・	3 - 18
III	質の向上度の判断	・ ・ ・ ・ ・	3 - 20

I 法学部・法学研究院の研究目的と特徴

本研究院は、九州大学の教育憲章及び学術憲章の理念の実現に努め、教育機関としての大学の基本的役割を尊重しつつ研究の高度化を進めることを、研究活動の基本姿勢としており、自らの個性を活かしながら長期的な社会的ニーズに応える研究を遂行するため、本研究院の研究理念・目的を、次のように定めている。

- (1) 法学・政治学の教育・研究を通じて、自由かつ民主的で平和な21世紀地球社会の確立に貢献することを使命とし、各専攻分野の特性を活かしつつ、地域社会・日本社会・アジア地域をはじめとする国際社会において、ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究を展開すること。
- (2) 法や政治の研究を不可欠の要素とする総合的研究分野の開発に向けて、部門間で協力して取り組むとともに、他の学問領域との連携を進めること。
- (3) 教育目標と整合・調和し、それらの促進に寄与することに留意して研究を遂行すること。
- (4) 研究成果を社会に還元するため、学内外の多様な次元で展開される法や政治に関する研究活動をコーディネートする役割を引き受け、研究面での社会との連携・協力を推進すること。

以上の研究理念・目的を達成するため、本研究院では、大学全体の中期目標を踏まえた研究目標を、次のように定めている。

- (1) の研究理念・目的に関する目標：各専攻分野の特性を活かし、専攻分野ごとに、以下のような目標を追求する。
 - ① 多様な法文化・法制度に関する理論的・歴史的・動的な研究を進展させるとともに、先端的法領域における理論的諸問題に取り組む。
 - ② 国家の役割の変化、および社会連帯理念を確認することにより、人権保障を重視する観点から、理論・歴史・動態についての研究を進めつつ、発展的な制度設計に取り組む。
 - ③ 法解釈学的・法社会的・比較法学的な研究を展開するとともに、企業法、医事法、救済法、情報化に関連する法等の新領域にも取り組む。
 - ④ 比較刑事法研究を推進するとともに、刑事立法学の開拓と定着、司法への市民参加を睨んだ刑事法理論の構築と社会還元を目指す。
 - ⑤ 国際法規範の歴史的・基礎的研究を着実に進めるとともに、国際経済・社会法や知的財産権法などの先端的領域への展開を図る。
 - ⑥ 国家の役割変化の中での現状と政策について先端的研究を行うとともに、それらを支える高水準の歴史研究や思想史的研究を展開する。
 - ⑦ 実務と連携し、実務上の課題や実務の動向に配慮した法解釈学的な研究を展開するとともに、新領域の研究にも積極的に取り組む。
- (2) の研究理念・目的に関する目標：法学研究院全体が取り組む重点研究テーマとして、「アジア法政研究」、「紛争管理研究」、「法倫理的観点からの法システムの再構築」、「21世紀地球市民育成のための政治哲学的基盤形成」等を設定し、共同研究を推進する。
- (3) の研究理念・目的に関する目標：学部教育、大学院教育、実務法曹養成それぞれの特性を考慮し、各教員の研究活動と教育活動との関連を明確化しながら、部局の教育の理念を活かした研究を推進する。
- (4) の研究理念・目的に関する目標：研究成果の社会還元の重要な一環として展開中の「司法研修セミナー」を継続するとともに、国際的展開も視野に入れる。また、社会に向けた実践的法教育プログラムの開発を目指す。

このように、本研究院では、その研究目的及び目標を明確に定めた上で、毎年度の年度計画を策定し、年度末には自ら点検・評価を行っている。さらに、平成 17 年度、平成 18 年度には、外部評価委員 3 名による評価を受け、その評価結果を踏まえた改善策を検討し、実施に取り組んでいる。

本研究院の特徴的な取組としては、平成 13 年に設置された本研究院附属の「アジア法センター」との協力や、学術交流協定を締結した外国の大学との活発な交流により、国際的共同研究を展開している。また、平成 14 年度に設置された本研究院附属「紛争管理研究センター」においては、基礎紛争理論の研究や、裁判外紛争解決の諸方法を教育するためのプログラム開発と一般市民向け公開セミナーを実施しており、その研究成果を社会に還元している。さらに、裁判所や弁護士会など他機関との共同研究など、これまでの実績を継続・発展するとともに、司法書士等に対する法務研修、タイ国裁判官に対する研修等の新たな取組を積極的に展開している。

[想定する関係者とその期待]

以上のように、本研究院は、「各専攻分野の特性を活かしつつ、地域社会・日本社会・アジア地域をはじめとする国際社会において、ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究を展開」し、「他の学問領域との連繋を進め」、「研究成果を社会に還元するため、研究面での社会との連携・協力を推進する」という本研究院の目的の達成につき、関連する学会、地域社会、国、地方自治体、国際社会等から期待されている。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 研究活動の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究活動の実施状況

(観点に係る状況)

Iにおいて述べた研究理念・目的を達成するため、本研究院では、各専攻分野の特性を活かし、先端的流動的分野にも柔軟に対応できるよう、資料 I - A に示す 6 つの部門及び 11 の講座を設置している。

資料 I - A 法学研究院における部門と講座の編成及び定員

部門	講座	定員
基礎法学	法文化学	教授 3、准教授 3、助教 2
	法史学	教授 2、准教授 2、助教 1
	法動態学	教授 2、准教授 2、助教 1
公法・社会法学	公法学	教授 3、准教授 2、助教 1
	社会法学	教授 1、准教授 2、助教 1
民刑事学	民事法学	教授 4、准教授 6、助教 2
	刑事法学	教授 1、准教授 3、助教 1
	(民刑事法学連携)	教授 2、准教授 1
国際関係法	国際関係法学	教授 4、准教授 4、講師 1、助教 1
	(国際関係法学連携)	教授 2、准教授 1
政治学	政治学基礎	教授 2、准教授 2、助教 1
	政治動態分析	教授 3、准教授 3、助教 1
実務法学	実務法学	教授 16 (みなし 3 を含む)、准教授 4

また、①部局の理念・目的、目標に即した企画を行い、②部局の関連委員会の業務を横断的に調整し、③自己点検・評価委員会の自己点検・評価の結果を踏まえて、改善のための施策を策定し実施することを任務とする、総合企画委員会を平成 11 年度に設置し(資料 I - B)、さらに、教育・研究の改革に関する調査研究・総合的企画立案を行うマネジメント担当教員を平成 17 年度より配置して、研究体制検討委員会(平成 15 年度まで研究体制 WG)とともに、個々の教員の研究活動を組織的に方向付け支援する体制を整えている。

資料 I - B 総合企画委員会内規(抜粋)

九州大学大学院法学研究院総合企画委員会内規

平成14年5月22日

法学研究院教授会承認

改正 平成19年3月22日

最終改正 平成20年4月9日

(設置)

第1条 九州大学大学院法学研究院に総合企画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、九州大学大学院法学研究院、法学府、法学部及び九州大学法科大学院(以下「法学研究院等」という。)に関わる課題の全般について、全体的・総合的な見地からの調査・検討・企画を行うとともに、法学研究院等に設置されている委員会相互の調整を図ることを通じて、法学研究院等の管理運営における円滑化・効率化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 法学研究院長
- (2) 法科大学院長
- (3) 副法学研究院長
- (4) 副法科大学院長
- (5) 研究室主任
- (6) 法学研究院等評価委員会委員長
- (7) 学務委員会委員長
- (8) 大学院企画運用委員会委員長
- (9) 法科大学院教務委員会委員長
- (10) 予算経理委員会委員長
- (11) 研究体制検討委員会委員長
- (12) 法科大学院自己点検・評価委員会委員長
- (13) 法科大学院マネジメント担当教員
- (14) マネジメント担当教員
- (15) IT・評価担当教員
- (16) 教務課長
- (17) 委員会が指名したもの若干人

以上の部門構成・教員配置、及び研究支援体制のもと、本研究院の研究理念・目的の達成に向け、研究を行っている。

なお、本研究院の研究理念・目的及び研究目標は、ウェブページにより公開している。
URL:<http://www.kyushu-u.ac.jp/research/policy/hogaku.php>

本研究院における研究活動の実施状況のうち、論文、著書等の発行状況及び、共同研究プロジェクトの実施状況を、資料 I - C、資料 I - D に示す。各教員は、それぞれの専攻分野の特性を活かしつつ、地域社会・日本社会・アジア地域をはじめとする国際社会において、ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究を展開している。なお、高水準の研究に関する具体的な内容等については、分析項目 II において述べる。

資料 I - C 研究活動の実施状況(論文、著書等の発行状況)

	平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	原著論文	著書	総説・評論等	原著論文	著書	総説・評論等	原著論文	著書	総説・評論等	原著論文	著書	総説・評論等
基礎法学	1	-	3	2	-	1	5	2	5	-	1	-

九州大学法学部・法学研究院 分析項目 I

公法・社会法学	10	3	9	7	2	7	16	6	10	13	-	4
民刑事学	9	1	11	16	10	4	27	5	16	10	4	3
国際関係法	3	2	2	4	-	1	2	-	1	-	1	-
政治学	13	5	1	4	3	7	8	4	6	2	2	3
実務法学	7	6	5	11	8	5	7	17	7	4	4	5
計	43	17	31	44	23	25	65	34	45	29	12	15

資料 I-D 共同研究プロジェクトの実施状況

研究期間 (年度)	教員名	研究プロジェクト名	研究 形態	役割	主催機関名	協力機関名 (国名)
基礎法学部門						
H15-19	直江眞一教授	西欧中世史研究会－西欧中世の史料に関する共同研究	国内	代表	九州大学	
H16	五十君麻里子教授	P&P(*)－多文化社会における法概念の受容と衝突	国内	分担	九州大学	
公法・社会法学部門						
H16-17	野田進教授	中国労働法の体系的把握	国際	代表	九州大学	中国人民大学 (中国)
H17	野田進教授	雇用保険法の国際比較	国内	分担	九州大学	イギリス、フランス
H17	南野森准教授	地域主義を比較する	国際	分担	東京大学社会科学研究所	
H18	木佐茂男教授	法教育を中心とした公務員養成・研修制度のアジア・ヨーロッパ比較研究	国際	代表	九州大学	ドイツ、フランス、韓国、台湾、中国、(アメリカ)
H18-19	田中孝男准教授 (木佐茂男教授)	総合的行政救済制度の研究－東アジアにおける制度改革と比較して	国内	分担	九州大学	
国際関係法学部門						
H16	河野俊行教授	特定領域研究「日本法の透明化」	国内	代表	文部科学省	
H16-19	八谷まち子准教授	地域的安定における地域統合体の役割－EUとトルコを例に	国内	代表	九州大学	東京大学アジア経済研究所
H18	小島立准教授	情報財の保護と自由利用：著作権法上の事前差止めに関する憲法学的考察	国内	分担	九州大学	
H19-20	小島立准教授	企業犯罪の規制、ビジネス上の倫理と企業の社会的責任	国際	分担	九州大学	ミュンヘン大学法学部
実務法学部門						
H16-17	吾郷眞一教授	CSR研究－企業の社会的責任(CSR)を経営、労働、法律の側面から多角的に研究する	国内	分担	労働政策研究・研修機構	
H17-18	吾郷眞一教授	アジア法研究－国際法執行過程の研究	国内	分担	北海道大学	
H17-18	吾郷眞一教授	中小企業のグローバル化と労働条件・職場環境研究	国内	分担	日本労使関係研究協会(JIRRA)	

政治学部門						
H14-16	藪野祐三教授	新しい公共性にあり方についての研究	国内	分担	千葉大学	
H14-16	藪野祐三教授	日韓自治体比較研究－日本の地方分権の進展と、韓国の地方分権の進展を比較する	国内	分担	九州大学	
H16-21	石川捷治教授	植民地朝鮮における日本人生活誌の再構成－木浦とその周辺地域を事例として－	国際	代表	九州大学韓国研究センター	
H17	関口正司教授	21世紀型地球市民育成のための政治哲学的基盤形成リサーチコア	国内	代表	九州大学（日本）	
H17	岡崎晴輝准教授	21世紀型地球市民育成のための政治哲学的基盤形成リサーチコア	国内	分担	九州大学	
H17	木村俊道准教授	21世紀型地球市民育成のための政治哲学的基盤形成リサーチコア	国内	分担	九州大学	
H19	熊野直樹教授	中国共産党の土地改革政策の歴史的起源に関する研究	国際	代表	九州大学	
H19-20	関口正司教授	政治における「型」の研究――21世紀の市民教育に向けた歴史的・理論的考察（九州大学教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト（P&P））	国内	代表	九州大学（日本）	
民刑事法学部門						
H16-17	清水巖教授	特定商取引法苦情事例研究および相談処理マニュアル作成	国内	分担	経済産業省・日本消費者協会	
H17	崔鍾植准教授	社会内処遇制度	国内	分担	刑事立法研究会	
H17	大橋将准教授	雇用保険法制の国際比較	国内	分担	九州大学	
H18	内田博文教授	地域健康危機管理研究事業	国内	分担	東京大学	
H18	内田博文教授	患者の権利法	国内	分担	厚生労働省の第三者機関「ハンセン病検証会議の提言に基づく再発防止検討会」	
H19	崔鍾植准教授	日韓非行防止政策に関する比較研究	国際	分担	少年非行防止政策日韓学術交流会	韓国

(*)P&P：学内において一定期間研究費等の重点配分を行う教育研究プログラム・研究拠点形成プログラム

次に、本研究院における科学研究費補助金（以下「科研費」という）の獲得状況を資料 I - E に示す。科研費については、全学的な方策（部局の応募率に応じた予算配分）により、応募率の向上が図られているが、本研究院においても、外部研究資金の獲得に努めることを中期目標として掲げており、研究体制検討委員会を中心として、資料 I - F に示す取組により応募率及び採択率の向上に努めている。このうち、応募率については、全教員の 7 割以上の応募率で推移しているが、採択率については、採択結果から分析すると、特定の教員の獲得によるところが大きく、全教員の応募・採択へ向けた部局全体としての取組が必要である。この点については、すでに研究体制検討委員会を中心に対策を検討しているところであり、特に大型科研費については、申請・獲得に向け、部局全体として取り組んでいる。

なお、科研費等の外部資金に関して、間接経費・一般管理費の部局配分額の用途については、研究活性化の観点から、総合企画委員会で審議・決定することとしている。

資料 I - E 科学研究費補助金獲得状況

年度		特定領域 研究	若手研究 (B)	萌芽研究	基盤研究 (A)	基盤研究 (B)	基盤研究 (C)	特別研究 員奨励費	総合計
16	件数	2	6	2	1	4	8	2	25
	直接経費	13,200	6,200	1,900	10,700	19,100	9,100	1,800	62,000
	間接経費	0	0	0	3,210	0	0	0	3,210
	合計	13,200	6,200	1,900	13,910	19,100	9,100	1,800	65,210
17	件数	2	11	2	1	6	10	2	34
	直接経費	48,900	9,100	2,600	9,300	23,900	10,900	1,800	106,500
	間接経費	0	0	0	2,790	0	0	0	2,790
	合計	48,900	9,100	2,600	12,090	23,900	10,900	1,800	109,290
18	件数	2	12	2	2	5	10	2	35
	直接経費	39,950	9,800	1,800	16,100	14,400	12,000	1,800	95,850
	間接経費	0	0	0	4,830	0	0	0	4,830
	合計	39,950	9,800	1,800	20,930	14,400	12,000	1,800	100,680
19	件数	2	15	3	1	3	12	2	38
	直接経費	42,500	11,500	3,600	5,000	12,800	13,000	1,600	90,000
	間接経費	0	0	0	1,500	3,840	3,900	0	9,240
	合計	42,500	11,500	3,600	6,500	16,640	16,900	1,600	99,240

資料 I - F 科学研究費補助金獲得へ向けた取組

中期計画 「科学研究費補助金への応募率をほぼ 100%にまで高める。」

取組 ①教員の応募状況の調査

②教授会における応募のアナウンス

③外国人スタッフ、実務家スタッフ等応募率の低い教員に対する支援

④採択結果の調査・分析、効果的な申請のあり方を検討

本研究院では、「法や政治の研究を不可欠の要素とする総合的研究分野の開発に向けて、部門間で協力して取り組むとともに、他の学問領域との連携も進め」、「教育目標と整合・調和し、それらの促進に寄与することに留意して研究を遂行し」、「研究成果を社会に還元するため、学内外の多様な次元で展開される法や政治に関する研究活動をコーディネートする役割を引き受け、研究面での社会との連携・協力を推進する」という研究目的を達成するため、①平成 13 年に設置された本研究院附属の「アジア法センター」（資料 I - G ～資料 I - I 参照）との協力や、学術交流協定を締結した外国の大学（資料 I - J 参照）との活発な交流により、国際的共同研究を展開している。また、②平成 14 年度に設置され

た本研究院附属「紛争管理研究センター」においては、基礎紛争理論の研究や、裁判外紛争解決の諸方法を教育するためのプログラム開発と一般市民向け公開セミナーを実施しており、その研究成果を社会に還元している。(資料 I-K~資料 I-L 参照) さらに、③司法書士等に対する司法研修、タイ国司法府裁判官に対する法務研修等の新たな取組も積極的に行っている。(資料 I-M~資料 I-N 参照)

資料 I-G アジア法センター運営内規 (抜粋)

九州大学大学院法学研究院附属アジア法センター運営内規	
	平成 13 年 3 月 7 日 法学研究院教授会承認
	改正 平成 19 年 3 月 22 日
	最終改正 平成 20 年 4 月 9 日
(趣旨)	
第 1 条 この内規は、九州大学大学院法学研究院附属アジア法センター (以下「センター」という。)の組織及び管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。	
(センターの目的)	
第 2 条 センターは、アジア諸国の法及び共通の法的諸問題を研究し、国際共同研究を促進するとともに、文部科学省や国際協力事業団 (JICA) など他機関に協力して、アジアからの人材の育成に資するものとする。	
(部門)	
第 3 条 センターに次の部門を置く。	
アジア法促進部門	
アジア・日本法改革部門	
アジア法情報部門	

資料 I-H アジア法センター活動内容

	活動内容	成果
共同研究	アジア各国の研究者との共同研究を促進	アジア学術セミナー開催
教育協力	アジア各国の大学と協力し新たな教育プログラムを企画・実施	タイ国チュラロンコン大学法学部と共同で LL M プログラムを開始
セミナー	アジア法センター所属の教員によるセミナー開催	国際刑事法セミナー開催
アジア法データベース	アジア各国の国内法データベースを企画・作成・運営	準備中

(活動内容の詳細は、<http://quris.law.kyushu-u.ac.jp/%7Ekualc/index.htm> 参照)

資料 I-I アジア法センター活動状況

平成 13 年 4 月	センター設置
平成 14 年 11 月	アジア学術セミナー「開かれたアジアと法」(日本学術振興会との共催)
平成 15 年 3 月	アジアの有力校 12 校と共に Asian Law Institute (ASLI) をシンガポールに設立
平成 17 年 3 月	フェニックス助教授によるセミナー (シンガポールのアジア法研究所にて開催)
平成 17 年 9 月	タイ・中央労働裁判所判事一行の来校
平成 18 年 2 月	ILO 主催の「アジア労働法セミナー」開催

資料 I - J 部局間学術交流協定の締結状況

大学名	所在地	協定締結年月日
アムステルダム大学法学部	オランダ	H7.9.11
香港大学法学部	中国	H7.9.27
モナシュ大学法学部・人文社会学部	オーストラリア	H8.6.14
ウェリントン・ビクトリア大学法学部	ニュージーランド	H9.1.30
ビクトリア大学法学部	カナダ	H9.4.4
コロンビア大学法学大学院	アメリカ合衆国	H10.6.25
北京大学法学院（学生交流のみ）	中国	H11.5.19
清華大学	中国	H13.10.29
シンガポール大学法学部（学生交流のみ）	シンガポール	H15.6.27
タマサート大学法学部	タイ	大学間協定 (H15.9.30)
上海社会科学院法学研究所	中国	H16.6.4
レイキャビク大学法学部	アイスランド	H16.12.30
華東政法学院	中国	H17.1.11
コロンビア大学ティーチャーズカレッジ	アメリカ合衆国	H17.10.14
ニューヨーク大学ロースクール	アメリカ合衆国	H18.3.17
山東大学	中国	H18.6.5
西南政法大学	中国	H18.11.28
四学部間協定(チュラロンコン大学法学部、 ブリティッシュコロンビア大学法学部、ビク トリア大学法学部)	タイ、カナダ、カナダ	H19.6～8
レウベン・カトリック大学法学部（学生交流 のみ）	ベルギー	H19.6.27
ボルドー政治学院	フランス	H19.12.25
中国人民大学法学院（学術のみ）	中国	H20.3.1

資料 I - K 紛争管理研究センター運営内規(抜粋)

(活動内容等については、<http://quris.law.kyushu-u.ac.jp/~cms/> 参照)

九州大学大学院法学研究院附属紛争管理研究センター運営内規

平成14年1月23日

法学研究院教授会承認

改正 平成19年3月22日

最終改正 平成20年4月9日

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学大学院法学研究院附属紛争管理研究センター（以下「センター」という。）の組織及び管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(センターの目的)

第2条 センターは、紛争管理をめぐる諸問題を研究し、国際共同研究を促進するとともに、裁判所、弁護士会など他機関と協力して、紛争管理を専門とする人材の育成に貢献するものとする。

(部門)

第3条 センターに次の部門を置く。

基礎紛争理論部門

紛争管理政策論部門

紛争管理技法教育研究部門

資料 I - L 紛争管理研究センター活動内容

基礎紛争理論研究	紛争と紛争管理の現象について理論的、かつ実践的研究を実施する。将来日本の紛争管理学の基本となるべき理論の構築と学術書の開発を目指している。
紛争管理政策研究	紛争発生と紛争拡大のメカニズムの基礎理論を紛争現場に応用し、有効な紛争管理制度の構築に向けて政策的アドバイスの提供と提言を行う。
紛争管理教育技法研究	裁判外紛争解決の諸方法を教育するためのプログラム開発と一般市民向け公開セミナーを実施している。その目的は二つあり、一つは、スタッフの研究成果を社会還元すること、もう一つは、センターで構築された理論を基礎に技法を開発し、セミナーにおいてその有効性を確かめること。

(活動内容の詳細は、<http://quris.law.kyushu-u.ac.jp/~cms/> 参照)

資料 I - M 司法研修、法務研修等の新たな取組

期間	内容	対象	備考
平成 18-19 年度	福岡県行政書士会司法研修	福岡県行政書士会	受託研究
平成 18-19 年度	紛争調停実践研修	九州ブロック司法書士会協議会	受託研究
平成 19 年度	福岡県司法書士会司法研修	福岡県司法書士会	受託研究
平成 19 年度	新信託法の活用に関する司法書士業務の取り組み	日本司法書士会連合会	受託研究
平成 19-20 年度	環境法に関する法務研修	タイ国司法府裁判官	受託研究

資料 I - N 司法研修、法務研修等の実施状況

平成 18 年度

期間	内容	対象・人数	担当者
10.21-10.29 (4日間)	「構造改革時代の行政法と行政救済制度」	行政書士(福岡県行政書士会) 6名	田中孝男助教授
11.18-11.26 (4日間)	「高齢者保護と民法」	行政書士(福岡県行政書士会) 9名	五十川直行教授
10.21-10.29 (4日間)	「司法書士業務に関わる最近の立法および判例の動向」 「不動産をめぐる契約責任と不法行為責任」	司法書士(福岡県司法書士会) 50名	七戸克彦教授
11.11-11.12	「紛争管理と調停トレーニング・応用編」	司法書士(福岡県司法書士会) 30名	レビン小林久子教授

平成 19 年度

期間	内容	対象・人数	担当者
8.3-8.5	「紛争管理実践講座」	司法書士(九州ブロック司法書士会協議会) 30名	レビン小林久子教授
8.25-8.26, 9.29-9.30	「離婚」「遺言」「信託」「法人」	司法書士(福岡県司法書士会) 50名	七戸克彦教授
12.1-12.9 (4日間)	「現代民法学の展開」	行政書士(福岡県行政書士会) 51名	五十川直行教授

九州大学法学部・法学研究院 分析項目 I

10.19-3.7 (計 10 回)	「会社法ゼミナール」	弁護士(福岡県弁護士会) 20 名	西山芳喜教授
3.5-3.16	環境法に関する法務研修	タイ国司法府裁判官 36 名	川嶋四郎教授ほか

このほか、資料 I-O～資料 I-R に示すように、学内外の多様な次元で展開される法や政治に関する研究活動をコーディネートする役割を引き受け、研究成果を社会に還元している。

資料 I-O 国内国際政策形成・学術振興への寄与活動

期間	組織・団体名	寄与活動の内容
基礎法学部門		
H15-17	日本学術会議	日本学術会議／法学政治学教育制度研究連絡委員会委員
公法・社会法学部門		
H17	財団法人地方自治研究機構(総務省所管)、市町村アカデミー(総務省所管)ほか	研修講師
H18	福岡県	福岡県福祉のまちづくり協議会の委員として、充実した福祉を提供できるまちづくりのための施策について協議を行う。
H18	福岡市	福岡市国民健康保険運営協議会委員として、国民健康保険をめぐる立法政策等について福岡市長の諮問を受け、保険運営について意見を述べる。
H16-17	大分県職員研修所	半年間に渡り、政策立案(条例案づくり)を目標とする研修を行うというもの。
国際関係法学部門		
H16	文化審議会	審議会作業部会委員
H17	内閣官房法令外国語訳作業部会委員	内閣官房が進めている、法令の外国語訳に関するプロジェクトに参加している。
H17	文化審議会著作権分科会法制問題小委員会契約・利用ワーキングチーム員	著作権法に関する今後の検討課題について検討を行っている。
H18	日本弁理士会中央知的財産研究所「商標の使用」研究会研究員	商標の使用に関する検討を行なっている。
H17-18	日本弁理士会中央知的財産研究所「営業秘密の保護」研究会研究員	営業秘密の法的保護に関する検討を行っている。
H18-21	日本学術会議	日本学術会議連携会員
実務法学部門		
H16	総務省	個人住民税検討委員会委員
H17	財団法人日本税務研究センター	研究員
H18	日本学術会議	連携会員
H19	内閣府	M&Aに関する法制度検討会
H19	財務省	税制問題研究会分科会委員
H15-18	九州大学法学研究院	紛争処理分野におけるコミュニケーション技法の開発と関連分野における研究

H15-18	公認会計士・監査委員会（金融庁）	公認会計士試験第2次試験試験委員（商法）
H16-18	厚生労働省	技術協力事業評価検討会座長
H18-19	内閣府	内閣府「ハローワーク懇談会」（大臣諮問機関）でILO条約解釈についての知見を提供
政治学部門		
H18-19	国立大学法人・琉球大学	外部評価委員会委員
H18-19	福岡労働局	「仕事と生活の調和推進会議」公益代表委員
民刑事法学部門		
H17-20	（財）交通事故紛争処理センター福岡支部	審査員・評議員
H18	厚生労働省	厚生労働省の第三者機関「ハンセン病検証会議の提言に基づく再発防止検討会」において座長代理を務める
H19	福岡県司法書士会	紛議調停委員会委員
S46-H17	日本刑法学会、法務省人権擁護機関、大学評価学位授与機構、日弁連法務研究財団ハンセン病問題検証会議など、	高等教育政策、人権擁護政策、刑事政策、医療政策等の形成への貢献
H1-16	大阪府・消費者保護審議会委員	大阪府における消費者政策の審議立案。
H12-17	神戸市・消費生活会議・委員	神戸市における消費者政策のあり方を総合的に審議立案する。
H13-18	福岡県	福岡県消費生活審議会委員・消費者施策検討部会長（福岡県の消費者政策ありかたを総合的に審議立案する）
H15-17	福岡市・食の懇話会・委員	福岡市における食品安全基本計画を策定する。
H15-17	福岡市・消費生活条例制定研究会・委員（会長）	福岡市における消費生活条例の制定のための条例案の作成。
H16-17	大阪府・消費者保護審議会委員・同条例改正検討部会委員	大阪府消費者保護条例の全面的改正案の審議立案。
H17-19	福岡市	福岡市消費生活審議会会長（福岡市の消費者政策のあり方の調査審議）
H17-19	福岡県	福岡県人権施策推進懇話会専門部会員として同県における人権救済制度の整備に向けて検討を行い、提言を県に提出
H18-19	福岡県	福岡県消費生活審議会会長（福岡県の消費者政策のあり方を総合的に審議立案する）
H18-20	神戸市	神戸市消費生活会議委員（神戸市市民のくらしを守る条例の改正・運用、市の消費者政策の審議）
H18-20	福岡市	福岡市食の安全推進協議会委員（福岡市食の安全基本計画の策定・推進）
H19-20	日本赤十字九州国際看護大学	研究倫理審査委員

資料 I - P 初等・中等教育への貢献状況

年度	担当者	内容	学校名等
H16	植田信廣教授	大学出前講義／司法改革と法科大学院	福岡県立筑前高等学校
	吾郷眞一教授	出張講義	県立小倉高校
	川嶋四郎教授	出張講義	佐賀県立鹿島高校
	内田博文教授	命の授業	大分県田染中学校
	小島立准教授	出張講義	宮崎県立宮崎大宮高等学校
	大橋将准教授	出張講義	熊本県立八代高等学校
	大橋将准教授	出張講義	大分県立日田高等学校
H17	植田信廣教授	大学模擬講座／司法改革と法科大学院	龍谷高等学校（佐賀県）
	直江眞一教授	司法制度の現状と課題	中津南高校
	吾郷眞一教授	出張講義	県立出雲高校
	五十川直行教授	出前講義「民法の世界」	自由ヶ丘高等学校
	小島立准教授	出張講義	福岡県立東筑高等学校
H18	植田信廣教授	模擬講義「江戸時代における法の特徴について」	福岡県立筑前高校
	岡崎晴輝准教授	「総合的な学習の時間」における出張講義	鹿児島県立甲南高等学校
H19	岡崎晴輝准教授	オープンキャンパス模擬授業	九州大学法学部
	大橋将准教授	出前講義	鹿児島県立志布志高等学校

資料 I - Q 諸外国を対象とした高度専門職業人教育活動

年度	研修コース名等	学生／研修生の主な所属国
H16	ベトナム法整備支援	Vietnam
H16	リール第二大学法学部博士課程・招聘教授	France
H17	台湾裁判官研修所における研修講義	Taiwan
H18	中国・天津市内の裁判官・弁護士・検察官・公務員・大学教員との討論型セミナー	China
H19-20	タイ国司法府裁判官環境法受託研修	Thailand

資料 I - R その他の優れた社会貢献活動

年度	内容
H16	ハンセン病問題の検証
H16-17	代表を務める九州自治体法務研究会の主催、九州大学大学院法学研究院の後援で、「自治体法務入門講座」を年間6回開催
H16-17	独立行政法人国立病院機構九州医療センター治験審査委員会委員
H18	全国各地で開催された企業、自治体、弁護士会主催等の各種人権関係のシンポジウムや研修会などにおいて講演
H18	「非行と現在・過去・未来」と題する講話（於：交野女子学院）
H18	「ドイツ少年司法における審判構造と事実認定」と題する基調報告（日本弁護士連合会第17回全国付添人経験交流集会第3分科会「少年審判における事実認定のあり方-職権主義に対する規律の観点から-」、於：ピアザ淡海滋賀県立県民交流センター）
H19	「少年司法改革のゆくえ-ドイツとの比較から」と題する講演（於：国立国会図書館調査及び立法考査局総合調査室）
H19	「法律は、なぜ守らなければならないの」と題する講話（於：福岡少年院）
H19	「弁護士付添人の役割と社会的意義-諸外国との比較も踏まえて-」と題する講演（2007年度日本弁護士連合会子どもの権利委員会夏期合宿、於：弁護士会館）

以上のように、研究面での社会との連携・協力を推進した結果、資料 I - S に示すように受託研究を受け入れており、また、資料 I - T に示す寄付金を受け入れている。

資料 I - S 受託研究受入状況

年度	件数（件）	金額（千円）
平成 16 年度	1	4,855
平成 17 年度	1	7,068
平成 18 年度	5	26,697
平成 19 年度	6	19,987
総合計	13	58,607

資料 I - T 寄付金受入状況

年度	件数（件）	金額（千円）
平成 16 年度	4	6,200
平成 17 年度	186	23,344
平成 18 年度	76	15,955
平成 19 年度	77	15,410
総合計	343	60,909

なお、本研究院では、研究目的及び目標の達成へ向け、毎年度の年度計画を策定し、年度末には自ら点検・評価を行っている。（資料 I - U 参照）さらに、平成 17 年度、平成 18 年度には、外部評価委員 3 名（資料 I - V、資料 I - W 参照）による評価を受け、その評価結果を踏まえた改善策を検討し、実施に取り組んでいる。

資料 I - U 自己点検・評価委員会内規（抜粋）

九州大学大学院法学研究院等評価委員会内規

平成14年5月22日

法学研究院教授会承認

改正 平成19年3月22日

最終改正 平成20年4月9日

（設置）

第1条 九州大学評価委員会規則（平成16年4月1日施行）第8条の規定に基づき、九州大学大学院法学研究院、九州大学大学院法学府及び九州大学法学部（以下「法学研究院等」という。）に、法学研究院等評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、法学研究院等における評価について、次に掲げる事項を行う。

- (1) 法学研究院等の管理運営、教育研究等の評価項目の作成に関すること。
- (2) 前号の評価項目に基づく評価に関すること。
- (3) 評価報告書の作成及び公表に関すること。
- (4) 法学研究院等の管理運営、教育研究等についての外部評価の聴取及びその検討に関すること。
- (5) その他評価項目に係る重要事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究室主任
- (2) 学務委員会委員長
- (3) 大学院企画運用委員会委員長
- (4) 法学研究院長
- (5) 副法学研究院長
- (6) IT・評価担当教員

資料 I - V 経営諮問会議(*)内規（抜粋）

(*)平成13年に外部評価委員会を改組

九州大学大学院法学研究院等経営諮問会議内規

[平成18年11月22日 教授会]

（設置）

第1条 九州大学大学院法学研究院、九州大学大学院法学府及び法学部（以下「法学研究院等」という。）に、法学研究院等経営諮問会議（以下「経営諮問会議」という。）を置く。

（任務）

第2条 経営諮問会議は、次に掲げる事項について、法学研究院等の長（以下「研究院等の長」という。）の求めに応じて、審議するものとする。

- 一 法学研究院等の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- 二 法学研究院等の教育研究活動等の状況について法学研究院等が行う評価に関する重要事項
- 三 その他法学研究院等の管理運営に関する重要事項

（委員）

第3条 経営諮問会議は、産官学界、法曹界及び地域の関係者等で、大学に関し、広くかつ高い見識を有する者のうちから、法学研究院長が委嘱する委員若干名をもって構成する。

資料 I - W 経営諮問会議委員

経営諮問会議名簿（平成 19 年 10 月現在 敬称略）

Veronica Taylor
 Prof. of Asian Law Center
 School of Law
 University of Washington

本林 徹
 東京弁護士会弁護士 森・浜田松本法律事務所
 元日本弁護士連合会会長（平成 14 年～平成 16 年）

大野 誠
 株式会社 西広顧問
 元西日本新聞社編集局次長、同論説委員長

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

本研究院では、研究理念・目的及び研究目標を達成するために、各専攻分野の特性を活かし、先端的流動的分野にも柔軟に対応できるよう 6 つの部門及び 11 の講座を設置し、総合企画委員会を中心とした、個々の教員の研究活動を組織的に方向付け支援する体制を整え、以上述べたような高水準の研究を展開している。

特に、「研究成果を社会に還元するため、学内外の多様な次元で展開される法や政治に関する研究活動をコーディネートする役割を引き受け、研究面での社会との連携・協力を推進する」取組を推進しており、その結果、タイ国司法府裁判官に対する法務研修のような新たな受託研究の受入といった成果も得られている。

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究成果の状況

(観点に係る状況)

本研究院の研究成果の状況を、研究理念・目的を達成するための目標に沿って分析する。

研究目的

法学・政治学の教育・研究を通じて、自由かつ民主的で平和な21世紀地球社会の確立に貢献することを使命とし、各専攻分野の特性を活かしつつ、地域社会・日本社会・アジア地域をはじめとする国際社会において、ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究を展開すること。

研究理念・目的を達成するための目標

- ① 多様な法文化・法制度に関する理論的・歴史的・動的な研究を進展させるとともに、先端的法領域における理論的諸問題に取り組む。
- ② 国家の役割の変化、および社会連帯理念を確認することにより、人権保障を重視する観点から、理論・歴史・動態についての研究を進めつつ、発展的な制度設計に取り組む。
- ③ 法解釈学的・法社会的・比較法学的な研究を展開するとともに、企業法、医事法、救済法、情報化に関連する法等の新領域にも取り組む。
- ④ 比較刑事法研究を推進するとともに、刑事立法学の開拓と定着、司法への市民参加を睨んだ刑事法理論の構築と社会還元を目指す。
- ⑤ 国際法規範の歴史的・基礎的研究を着実に進めるとともに、国際経済・社会法や知的財産権法などの先端的領域への展開を図る。
- ⑥ 国家の役割変化の中での現状と政策について先端的研究を行うとともに、それらを支える高水準の歴史研究や思想史的研究を展開する。
- ⑦ 実務と連携し、実務上の課題や実務の動向に配慮した法解釈学的な研究を展開するとともに、新領域の研究にも積極的に取り組む。

上記の研究目標達成のために、各教員は、専攻分野の特性を活かし、地域社会・日本社会・国際社会において、ルール形成と政策形成に貢献する高水準の研究を行っている。①については、1001～1003、②については、1004、1005、③については、1008～1010、1016～1022、④については、1011～1015、⑤については、1006、1007、⑥については、1026～1034、⑦については、1023～1025 がそれぞれの研究目標に該当する研究成果となっている。このうち1001は、25年以上の歴史をもち、学外からも高い評価を得ている研究会の参加者を中心に、外国人を含む多くの学外者が、「近代私法学の形成と現代法理論」という課題設定を受け継ぎ展開したものであり、当該分野において卓越した水準にある。また、更生保護制度改革に関して歴史的、理論的、比較法的観点から総括的に論じ、アジア諸国との比較研究の成果、韓国と台湾の社会内処遇の現状と課題を取り上げた1011や、刑事訴訟法の基礎理論・構造論に係る問題を、歴史的ないし比較法的検討を踏まえつつ、裁判員制度も展望しながら考察した1015は、「比較刑事法研究を推進するとともに、刑事立法学の開拓と定着、司法への市民参加を睨んだ刑事法理論の構築と社会還元を目指す」という研究目標に適合する研究業績である。1006は、2006年に開催されたユネスコ創立60周年記念シンポジウムに招待講演者として招聘されて行った講演を基礎にしたものであるが、無形文化遺産について法律学と持続ある開発の観点から分析を行った学術論文は世界で初めてであり、国際社会に対するインパクトも大きい。このほか、調停のトレーニング書である1023、土地家屋調査士の業務内容の変化と今後の方向性を検討した1024、新会社法の下において企業不祥事の防止を目指す監査役監査の実践の基礎を示したシンポ

ジウムの記録である 1025 は、「実務と連携し、実務上の課題や実務の動向に配慮した法解釈学的な研究を展開するとともに、新領域の研究にも積極的に取り組む。」という研究目標に適合する研究業績である。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

以上に述べたように、本研究院では、大学全体の中期計画を踏まえ、本研究院の研究理念に基づき定めた研究目的の達成に向け、基礎法学、公法学、民事法学、刑事法学、国際関係法学、政治学、実務法学の各分野において、教員が教育研究活動に取り組んでおり、本研究院における優れた研究業績は、「学術面」でも、「社会、経済、文化面」においても、「卓越した水準」あるいは「優秀な水準」にあると判断できることから、本研究院の研究水準は、大学関係者、研究者ばかりでなく、地域社会、国、地方自治体、国際社会から期待される水準をも上回るものと判断される。

Ⅲ 質の向上度の判断

① 事例1「国内外の多様な諸機関との連携」(分析項目I)

(質の向上があったと判断する取組)

本研究院では、従来より、総合企画委員会、研究体制検討委員会、社会連携・受託事業企画委員会等が中心となり、国内外の諸機関との連携の企画・推進に取り組む体制を整えている。

その結果、資料I-D「共同研究プロジェクトの実施状況」が象徴的に示すとおり、すべての研究部門において、平成17年度以降においても、国の内外にわたり、諸研究機関と連携する共同研究計画を主体的に推進してきた実績がある。

また、従来より推進してきた国際交流関係については、資料I-J「部局間学術交流協定の締結状況」が示すとおり、平成17年度以降も、新たに、中国の山東大学及び西南政法大学等のほか、アジア及び欧米各国の大学法学部等との間で8件の国際交流協定が締結されるに至った。たとえば公法学分野を中心とする山東大学との学術交流の実施等、既に具体的な実績が積み重ねられている。

さらに平成18年度には、アジア法センターと社会連携・受託事業企画委員会が協力し、タイ国司法府との間に国際交流協定が締結され、平成19年度以来、タイ国司法府裁判官を対象とする「環境法に関する法務研修」を受託事業として実施した(資料I-M～資料I-N)ことが特筆に値する。

以上により、「国内外の多様な諸機関との連携」の取組につき、大きく質の改善ないし向上があったと判断できる。

② 事例2「研究面における社会との連携・協力」(分析項目I)

(質の向上があったと判断する取組)

本研究院では、従来より、総合企画委員会及び社会連携・受託事業企画委員会等を中心に、社会連携・受託事業の推進に積極的に取り組んでいる。

その結果、資料I-M及び資料I-Nが示すとおり、平成17年度以来継続し、「司法研修セミナー」等として、司法書士会及び行政書士会からの受託事業を企画・実施しているほか、平成19年度からは、タイ国司法府裁判官を対象とする「環境法に関する法務研修」を受託事業として実施しており、具体的な実績が積み重ねられている。

あわせて、資料I-O～資料I-R等が示すとおり、従来にも増して、国の内外にわたり、学外の多様な場において期待される法学・政治学に関する知見等の提供等を通じての、研究成果を広く社会に還元する機会等を蓄積している実績がある。

以上により、「研究面における社会との連携・協力」の取組について、大きく質の改善ないし向上があったと判断できる。